

# ひとり親家庭のお母さんへ

離婚等により子どもを養育しながら生計を一人で維持していく母親等を支援するために、国民のみなさんが納めた税金をもとに、児童扶養手当を支給します。また、母子家庭の経済的自立「就業」や「困りごと相談」などの支援をしています。

問い合わせ 子育て家庭課 (内線165)

## 児童扶養手当制度 LINE

### 主な対象者

父母が婚姻を解消した子ども、父が死亡又は父が一定の障害の状態にある子ども、父に1年以上遺棄された子ども、父が法令により1年以上拘禁されている子ども等を育てている母または養育者です。

### 支給月

手当は、1年に3回、4月、8月、12月に4か月ずつ支給されます。月額全部支給  
子ども1人 4万1720円  
子ども2人 4万6720円

### 月額一部支給

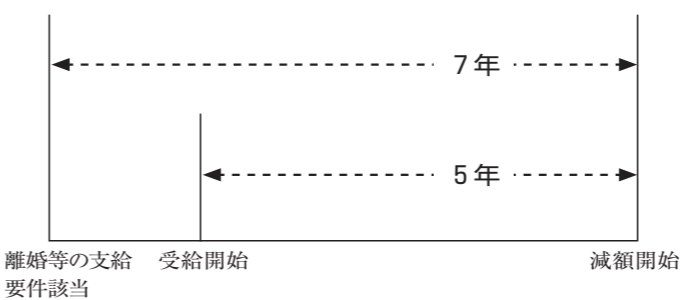
子ども3人以上 2人の場合の月額に、1人につき3000円を加算。  
子ども1人 4万1710円  
子ども2人 4万6710円  
子ども3人以上 2人の場合の月額につき、1人につき3000円を加算。

### 現況届の提出

前年の所得等の把握と、8月1日現在での受給資格を確認するため

### 提出期限

8月1日(金)～29日(土、日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時まで。  
※土曜開庁日の8月2日は、午前8時30分～正午まで受付



## 重要

1. 平成20年4月から、児童扶養手当を受給して5年経過または支給要件に該当して7年経過した場合、手当額が1/2になります。(児童扶養手当法第13条の2)  
※減額が開始される月の前月に、通知書を送ります。  
※3歳未満のお子さんを養育している場合は、このお子さんが3歳になる誕生月の翌月(月の初日生まれの場合は誕生月) 初日から起算して5年経過したときから該当します。

## 特別児童扶養手当の所得状況届出

特別児童扶養手当を受給している人は、所得状況届を必ず提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

### 提出期間

8月11日(月)～29日(金)(土、日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時まで。

### 提出先・問い合わせ

健康福祉課障害福祉係 (内線175)

## その他生活支援等

☆児童扶養手当受給者の優遇制度 (ニュー福祉定期郵便貯金、マル優制度・JR通勤定期乗車券の割引制度があります。)

### 母子家庭等の就業支援

母子家庭等の母の自立促進を目的として、「就業」「生活資金等の貸付」などの支援を行っています。

### ☆自立支援教育訓練給付金

指定教育講座を受講した場合、経費の20%を支給します。  
(4,001円以上10万円が上限)  
・指定講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座  
別に定める就業に結びつく可能性の高い講座  
・支給条件：町内に居住、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人  
雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない人  
教育訓練を受けることが適職につくために必要な人

### ☆高等技能訓練促進費

資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の最後の1/3に相当する期間、課税世帯：月額51,500円・

非課税世帯：月額103,000円を支給(12か月上限)

対象となる資格：看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等。

支給条件：町内に居住、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人。  
養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人。  
仕事または育児と、修業の両立が困難な人。

※教育訓練給付金、高等技能訓練促進費ともに、支給条件を全て満たしていること及び、埼玉県母子福祉センター(☎048164216557)で事前相談(審査)と求職登録を行い、入間東福祉保健総合センター(☎041292914117)に申請してください。(講座等の申込み前に必要。)

### ☆母子自立支援プログラム策定事業

相談は埼玉県母子福祉センター(☎048164216557)  
対象者：児童扶養手当を受給している、健康で就業意欲があるが、どのようなスキルを身に付けたらよいか、ハローワークをどのように利用したらよいかなどお悩みの人(就業中の方OK)  
就業のながれ

ステップ1 埼玉県母子福祉センターの相談員と面接

現在の生活、就業の状況などを聞き自立支援計画を作成  
ステップ2 ハローワークコーナーと面接  
相談員も参加し就業に関する状況や意向を聞き支援メニューを選定  
ステップ3 ハローワークによる就業支援

①ハローワークの担当者によるマンツーマン支援

②トライアル雇用事業の活用による試行的短期雇用の実施  
③公共職業訓練のあっせん  
④民間の教育訓練講座の受講奨励  
⑤職業相談、紹介の実施  
などの支援を通じ就業をバックアップします。

### ☆埼玉県母子福祉センター(大宮)

合同庁舎3階、JR大宮駅東口徒歩15分、JRさいたま新都心駅徒歩15分)  
●就業相談 就業相談員が電話や面接で皆さんの事情に応じたきめ細かな支援  
月～金、午前9時～12時、午後1時～4時  
☎048164216557

●生活相談 自立支援相談員が電話や面接で相談  
月～金、午前9時～12時、午後1時～4時

### ☆母子寡婦福祉資金貸付制度

相談は、子ども家庭課、入間東福祉保健総合センター(☎041292914117)へ  
母子家庭のお母さん及び寡婦の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。  
対象者：母子家庭のお母さんで20歳未満の子を養育している人、父母のない20歳未満の子、寡婦(現在子を扶養していない場合、所得制限有)  
貸付内容：事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚(子)  
※申請↓面接↓審査↓貸付適否決定(申請すべてが貸付できるものではありません。)  
◎申請用紙は子ども家庭課にあります。  
※「マザーズサロン」(大宮・川口・熊谷・所沢のハローワーク内)では、子育てをしながら就職を目指す方をサポートしています。  
・ひとり親家庭の母等を対象に、

### ◎子ども家庭なんでも相談

☎25810055  
受付時間 月～金曜日、午前9時～午後5時(祝日を除く)  
家庭の問題や子育ての悩みなど一人で悩まずにご相談ください。専門の相談員と一緒に解決方法を考えます。  
提出先・問い合わせ 子ども家庭課 児童福祉係 (内線165)

